

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	第二次札幌市内宿泊施設求人情報発信補助金受付等業務
発 注 課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選 定 事 業 者	名鉄観光サービス株式会社札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務において取り扱う補助事業（以下「第二次補助事業」という。）は、現在実施中である札幌市内宿泊施設求人情報発信補助事業（以下「第一次補助事業」という。）の二次募集として実施するものである。</p> <p>本業務においては、第一次補助事業の交付情報を把握し、補助額の調整を行う必要があるため、第一次補助事業と一体的な管理が必要となる。</p> <p>このほか、事務局及びコールセンターの設置については、第一次補助事業と履行期間が重複するため、同一事業者が第一次補助事業と一体的に実施することで、保有する申請者のデータや電話回線等が共用可能となり、経費を節減できる。</p> <p>以上により、第一次補助事業の受付等業務の受託者に引き続き当該業務を実施させた方が、品質の確保、期限の短縮、経費の節減ができ、競争入札に付するよりも有利と認められるため。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和5年7月25日